

各種事務事業調整の取扱い

No.	調整項目	調整方針概要
企画広域分科会		
115	地域情報化基盤整備事業	地域情報化基盤整備事業 現行のまま新市に引き継ぐ。また、全域の整備については、新市において地域情報化基本計画を策定し実施する。 情報ネットワーク加入負担金・使用料 現行のまま新市に引き継ぎ、新市において検討する。 料金徴収 現行のまま新市に引き継ぎ、新市において神林村の供用開始時まで調整する。
住民分科会		
116	パスポート発給事務の権限移譲について	合併後、早急に旅券交付事務に関する権限移譲の協議を開始し、新市のパスポートセンターを5月7日に立ち上げる。 パスポートセンターには専用端末装置を設置し、パスポート発給手続専用窓口を設ける。
高齢障害分科会		
117	高齢者除雪費援助事業について	合併時に、朝日村の例により調整する。 除雪人夫賃金補助として、1人(1回)6,000円を上限として援助を行う。
国土計画分科会		
118	広場・遊園地等の維持管理について	広場、遊園地の維持管理については現行の維持管理を行い、新設設置後の維持管理について各町内、集落で行ってもらうこととする。 なお、プールのある町内集落の維持管理については地域で維持管理を行い、防火水槽の意味合いもあり施設の光熱水費および修繕については行政側で対応する。
国保年金分科会		
119	後期高齢者医療保険料徴収に関する事	納期を4月からの12期にする。 平成20年度は特例により7月からの9期とする。 平成20年度における被扶養者であった被保険者は特例により10月からの6期とする。
120	特定健康診査	4月から12月にかけて特定健診を実施し、受診者には受診費用の一部を負担してもらう。 40歳～69歳：1,500円 70歳～74歳：500円
121	老人医療費助成事業(県老)	県制度どおりを原則とする。ただし、ほ場整備事業の換地清算に伴う所得による非対象者については、受給対象者とする。
学校教育分科会		
122	私立幼稚園就園奨励費補助	現行のまま新市に引き継ぐ。村上市・荒川町以外の町村の世帯も対象となる。
社会教育分科会		
123	青少年健全育成センター	村上市の例により、新市に「青少年健全育成センター」(仮称)を設立する。